

令和2年第11回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和2年11月9日(月)午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 渡辺敦子 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) 学校改築施設管理課長 学校支援課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育指導課長 教育総合相談センター所長 飛鳥山博物館 子ども未来部長 子ども未来部参事(子ども未来課長) 子ども環境応援担当課長 子どもわくわく課長 保育課長 子ども家庭支援センター所長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	60号	令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	61号	東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	62号	令和元年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
4	68号	令和3年度新1年生の受入れ制限について	了承
5	69号	新生児臨時特別給付金の申請及び支給状況について	了承
6	70号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第11回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和2年11月9日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和2年第11回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第60号議案「令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

はい、それでは、お示しの補正予算に基づきます意見聴取でございます。

1枚おめくりください。

教育委員会宛て、区長からの意見聴取を求めるというものでございます。記書きの補正予算(第5号)でございます。

1枚おめくりして、3ページでございます。こちらは、北区議会定例会に提出する議案文でございます。

それでは、4ページでございます。こちら、説明をさせていただきます。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳出でございますが、3款の福祉費、4項の児童福祉費の補正額欄をご覧ください。1,470万円。それから、8款教育費、7項社会教育費、補正額の欄でございます。1,331万円。歳出合計で、2,801万円の増額補正でございます。内訳につきましては、後ほどご説明いたします。

下の表、第2表でございます。債務負担行為補正でございます。これ単年度主義が原則でございますけれども、複数年にわたる業務委託、あるいは大規模な工事等の契約につきまして、あらかじめ定めた期限及び限度額の範囲で予算執行を行うことを前もって議会に了承を得て執行できることとなっております。今回、お示しの四つの事項につきまして、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

四角枠、上から三つの保育施設でございます。こちらは後ほど、第61号議案の中でご説明いたしますが、いずれも令和3年度から7年度まで、5年間にわたる指定管理者の指定でございます。これを議案として提出してございます。管理運営に関わる指定期間及び協定、いずれも5か年という複数年にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

それから、一番下の旧赤羽台東小学校校舎等解体工事でございますけれども、こちらにつきましては、本跡地、ご案内のとおり児童相談所等複合施設の開設を予定しているところでございます。この計画敷地でございます既存校舎の解体工事につきまして、令和3年度から2か年にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。それでは、次の資料、A4、1枚の資料。左肩、第60号議案参考資料1と書かれている

ものをご覧ください。教育振興部より説明いたします。まず、歳出でございます。第7項社会教育費、埋蔵文化財発掘調査事業費でございます。先月の教育委員会、定例会で報告をさせていただきました、旧赤羽台東小学校に仮置きをさせていただきます埋蔵文化財、こちらにつきまして、群馬県甘楽町の中学校跡地校舎へ移設するための経費、こちらでございます。1,331万円、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、子ども未来部から説明をさせていただきます。

子ども未来  
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来  
課長

それでは、続きまして、参考資料②の子ども未来部の分をご説明いたします。計上する予算は、放課後子ども総合プラン推進事業費について、来年度に向けて、委託の事業者選定を行っている6校分について、前年度から事務の引継経費が発生いたしますので、それを補正予算で計上させていただきました。わくわく☆ひろばが、6校分、学童クラブが全部の箇所数で13クラブということで、この事業者の選定を今やっております。したがって、事業者の選定の結果次第で、今と同じ事業者になった場合には、この引継経費は未執行ということにさせていただきたいと思っております。私からのご説明は以上でございます。

清正教育長

説明、ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

はい、ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、意見なしとすることで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、第61号議案「東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

子どもわく  
わく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわくわく課長

それでは、第61号議案を1枚おめくりください。令和2年第4回東京都北区議会定例会に提出する議案を作成するに当たりまして、教育委員会に意見を求めるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。本条例の説明箇所でございます。

まず、2ページの説明欄をご覧ください。新設学童クラブの名称及び実施場所を規定するとともに、既存の学童クラブの名称の変更を行うため、この条例案を提出させていただくものでございます。

この後の説明は、ご用意をさせていただきました第61号議案参考資料、A4縦のものでございます。こちらの①、学童クラブの新設等についてご説明をさせていただきます。まず、項番1番の要旨でございます。学童クラブの待機児童の解消、こちらに向けましては、この間も様々な取組みを行ってきたところでございますが、令和3年4月に向けまして、学童クラブの新設等を行いまして、新たに105名の定員拡大を行うものでございます。

2番の現況でございます。待機児童数の状況について、これまで、学童クラブの定員の拡大に取り組んできましたが、令和2年4月現在、25名の待機児童が発生しているところでございます。

3番の令和3年4月期に向けた対応でございます。なお、令和2年度と令和3年度の比較が、裏面の表で学童クラブの新設、移設一覧、関連学童クラブ抜粋、こちらにも掲載させていただいておりますので、必要に合わせてご覧いただければと存じます。

それでは、表面のまず(1)でございますが、本年4月の実績と、今回、令和3年4月に向けまして、増設定員拡大を予定してございます学童クラブの数、定員、こちらをお示ししたものでございます。お示しのように令和3年4月に向けまして、2学童クラブの増、105名の定員拡大を予定しているところでございます。

(2)におきましては、学童クラブの新設等に関するもので、最初に議案に係る学童クラブということで、お示しさせていただいております。今回の学童クラブの新設等につきましては、学校ごとに分けて説明させていただきたいと存じます。

最初に、①の東十条小学校、こちらは定員40名の拡大ということでございますが、議案のほうの5ページを併せてご覧ください。議案の5ページのほう、こちらは東十条小学校の1階の配置図でございますが、現在校舎の1階に太線枠で囲んでございましてところに、更衣室がございまして、この部屋を学童クラブと共用いたしまして使用することとして、東十条こどもクラブ第三を新設するものでございます。

それでは、A4縦1枚の議案参考資料①にお戻りいただきまして、②の神谷小学校でございます。こちらは、定員40名の拡大でございます。こちら議案で8ページをご覧ください。こちら、神谷小学校の1階と2階の配置図でございますが、現在校舎の2階の右側に、スタッフルームと小会議室PTAと表記されているところが若干太めの線で書かれているところでございます。こちらが旧和室でございまして、現在PTA室とわ

くわく広場のスタッフルームとして使用してございますが、両室を移設しまして、この旧和室を学童クラブと共用し、神小つばさクラブ第三を整備いたします。これに伴いまして、既存の学童クラブにも名称変更が発生するものでございます。

A4縦1枚の議案参考資料①にお戻りください。ここまでのご説明が今回の東京都北区学童クラブの運営に関する条例に関します学童クラブの新設でございます。

次に、条例は改正いたしません、定員拡大を図る既設の学童クラブについてご説明させていただきます。

まず①の西浮間小学校でございますが、既存の西浮間クラブ第一で定員5名拡大、同じく西浮間クラブ第二で定員5名拡大、同じく西浮間クラブ第三で定員10名拡大いたします。さらに、②の滝野川第四小学校でございますが、学校敷地外の東田端地域振興室の3階でございます、滝四もみじクラブ第二で定員を5名拡大させていただくものでございます。西浮間小学校、滝野川第四小学校とも、既存の学童クラブにつきまして、面積的に余裕があることから、定員を拡大させていただくものでございます。

以上、全体通じまして、2学童クラブの増設、4学童クラブの定員拡大から105名の定員拡大となるところでございます。

4番の今後の予定でございます。この後、議会の文教子ども委員会に報告後、様々な工事等進めさせていただきまして、4月からは学童クラブを開始させていただきたいと考えているところでございます。

もう一度、議案にお戻りください。議案の3ページでございます。ただいまお話をいたしました部分の新旧対照表でございます。その後の4ページから9ページまで、口頭でお伝えしました学校ごとの配置図でありますとか、平面図でございます。こちらにつきましても、後ほどご高覧いただければと存じます。令和3年度に向けましては、昨年度と同様、学童クラブの待機児童解消をできるだけ速やかに、そして、効果的に実施するため、ただいまご説明申し上げました対策を取らせていただくところでございます。この後、学校施設、保護者の皆様など、様々な影響がございますので、随時ご相談、ご報告をさせていただき、ご理解をいただいた形で進めさせていただきたいと考えてございます。

恐れ入ります、最後に議案の1ページをご覧ください。付則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行させていただきたいと存じます。ただし、2項でお示ししてございます利用申請、その他学童クラブの利用のための準備行為、こちらにつきましては、条例の施行の日の前におきましても行うことができることとさせていただきたいと存じます。

長くなりましたが、私からのご説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

子ども家庭  
支援セン  
ター所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長、

子ども家庭  
支援セン  
ター所長

子ども家庭支援センター所長です。私から、第61号議案のうち、第63号議案をご説明いたします。

まず、6ページをご覧ください。説明欄でございます。東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園を、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号に掲げる福祉型児童発達支援センターとしての東京都北区立児童発達支援センターに移行するため、この条例案を提出させていただくものでございます。

補足いたしますと、説明欄の真ん中下方にあります福祉型児童発達支援センターでございますが、児童発達支援センターには2種類ございまして、医療型と、福祉型の2つがございます。区内では東京都の北療育医療センターが医療型の施設として設置されておりますが、福祉型の児童発達支援センターは、今回が初めての施設となります。

なお、福祉型の児童発達支援センターですが、障害児の日常生活における基本的な動作の習得、それから自立のために必要な知識、及び技能の習得並びに、生活、集団生活への適応を支援する施設でございます。こちらは、給食、提供施設が必須となる予定でございます。

それでは、これからの説明は7ページ以降にございます新旧対照表に沿って、ご説明させていただきます。

まず、名称でございます。名称は、現行をご覧くださいますと、北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園となっております。通称といたしましては、さくらんぼ園ということで、広く認識されている施設でございますが、こちらが改正後、東京都北区立児童発達支援センターとなります。次に移転先でございます。現在は豊島四丁目にございますが、北区王子六丁目7-3号、旧清至中学校の跡地となります。現在、子ども家庭支援センターがございまして、運動場部分を使用して施設の建築に着手しているところでございます。

そして、8ページをご覧ください。休館日および利用時間でございます。こちらは、現行と変更はございません。休館日は土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まででございます。そして、開園時間は9時から17時まででございます。

続きまして、事業内容をご説明いたします。現行は、児童発達支援とその他区長が必要と認める事業となっておりますが、今回、事業が拡大されますので、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児総合支援、総合相談、成長や発達、病気に関する相談などということで、かなり事業内容が拡充します。今申し上げた中の保育所等訪問支援について補足しますと、現在の保育園への巡回指導については、支援者からの要請を受けて指導するものでございますが、今回の保育所等訪問支援につきましては、保護者の方から依頼を受けて、専門家が保育園、幼稚園などを訪問して、適切な支援を行うという事業でございます。そのあとの施設につきましては、後ほどご高覧ください。

次に利用することができる者についてご説明します。利用者は、障害児またはその保護者ではありますが、児童発達支援のみ、小学校就学前の障害児またはその保護者となります。児童福祉法の施設となりますので、総合相談については、18歳までのお子様及びその保護者が対象となります。

続きまして、費用負担についてご説明いたします。新旧対照表11ページ以降をご覧ください。

ください。児童発達支援並びに保育所等訪問支援は、厚生労働大臣が定める基準により算定いたします。なお、3歳児以上は幼児教育・保育の無償化の対象となりますので、児童発達支援の3歳以上のお子様は、無償になります。また、第2項にございますが、センターの事業を利用した者は区長が定めるところにより、実費負担相当を収めなければならないとございますが、該当するものとして、給食費、材料費が本人の負担となります。なお、給食につきましては、未就学児のうち、2歳以下のお子様には、給食は提供しない予定ですので、教材費のみの負担となる予定です。

では、5ページにお戻りください。付則でございます。こちらはこの条例は、令和3年4月1日から施行いたします。また、資料はないのですが、今後の予定でございます。第4回の区議会定例会に条例を提出しまして、区民の皆様には、令和3年2月に北区ニュース等で周知させていただきまします。そして、さくらんぼ園の移転は現在のところ、3月20日を予定してございます。そして、4月から条例改正施行をしまいたいと思います。

私からの説明は、以上です。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 保育課長でございます。

続きまして、第61号議案のうち、区議会の第88号議案から第90号議案まで、保育園の指定管理の指定に関する指定議案でございますので、一括してご説明させていただきます。それぞれ参考資料を配付させていただいておりますので、参考資料に基づきご説明させていただきます。

初めに参考資料の②でございます。「北区立赤羽台保育園の指定管理者の指定について」でございます。

1、指定管理者を指定する施設は、北区立赤羽台保育園指定管理2期目の施設でございます。区のガイドラインに基づきまして、非公募とさせていただき、現在の指定管理者が引き続き管理、運営を行うよう妥当性審査を実施しております。

2、指定管理者となる法人は、社会福祉法人茂原高師保育園でございます。

3、管理代行の概要につきましては、お示しのとおりでございます。

2ページに移りまして、4、指定管理者となる法人からの提案でございます。主な代表的なものでございますが、(3)次期の運営についての丸の二つ目でございます。地域の環境を活かして歩く「歩育」を実践することにより、心身の健康を作り、自分の体を自分で守る力を育みつつ、地域の人々や自然と関わりながら、地元を愛する心を育むことなどに取り組むこととしてございます。

続いて、3ページに移りまして、5、選定経過及び今後の予定についても、お示しのとおりでございます。

6、審査結果でございますが、2,000点満点中1,342.5点でございました。

選定理由、7の選定理由でございますが、選定委員会で審査を行いまして、時期指定期間も継続して管理代行することが妥当であるとの結果となっております。

続きまして、参考資料③でございます。「北区立東十条保育園の指定管理者の指定について」でございます。1、指定管理者を指定する施設は、北区立東十条保育園、こちらは指定管理4期目の施設でございます。先ほどと同様に非公募とし、現在の指定管理者の妥当性審査を実施しております。指定管理者となる法人は、社会福祉法人育成会でございます。管理代行等はお示しのとおりでございます。

2ページにお移りいただきまして、4、指定管理者となる法人からの提案内容でございますが、こちらにも主な代表的なものとして、(3)次期の運営についての丸の四つ目でございます。園庭での食事や、月1回の誕生会バイキングを引き続き実施するとともに、園庭内で野菜栽培を行うことにより食への関心を深めさせるなど、食育を実践していくことなどに取り組むこととしてございます。5、選定経過及び今後の予定についても同様にお示しのとおりでございます。3ページの移りまして、6、審査結果でございますが、こちらは、2,000点満点中1,445.0点でございます。選定理由等については、お示しのとおりでございます。

最後となりますが、参考資料④をお願いいたします。「北区立王子北保育園の指定管理者の指定について」でございます。指定管理者を指定する施設は、北区立王子北保育園、こちらにも指定管理4期目の施設でございます。同様に、非公募として現在も指定管理者の妥当性審査を実施してございます。指定管理者となる法人は、社会福祉法人三社でございます。管理代行の概要につきましては、同様にお示しのとおりでございます。

2ページにお移りいただきまして、4、指定管理者となる法人からの提案内容でございますが、(3)次期の運営についての丸の二つ目でございます。地域に根差した保育園を目指し、子育て支援活動を地域の方に積極的に呼びかけるとともに、行事運営では子どもの最善の利益を考慮した運営となるように職員間で慎重に検討していくことなどに取り組むこととしてございます。

3ページに移りまして、5、選定経過及び今後の予定についても同様にお示しのとおりでございます。審査結果でございますが、こちらは2,000満点中1,450.0点でございます。7番の選定理由についても、お示しのとおりでございます。雑駁ではございますが以上3件、ご説明させていただきました。

なお、時期指定期間は令和3年度から7年度までの5か年にわたり、歳入を負担することから一般会計補正予算第5号において、それぞれ5か年の限度額を定めるため、65議案の中で債務負担行為補正をお示ししてございます。私からのご説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。それでは、初めに東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑、ご意見、ございますでしょうか。

本間委員

教育長



清正教育長	本間委員
本間委員	学童クラブの新設並びに移設に当たっては、本当に場所の選定にご苦勞なさっていらっしゃるやっていると学校現場からも声が届いております。その選定に当たりましては、一定の基準があるかと思ひます。各学校、それぞれ事情がありますので、校長先生方からは、各学校の現状に合わせた教室の設定について配慮してくださっていて、大変ありがたいという声が届いておりますので、この場をお借りしてお伝えさせていただきます。以上です。
清正教育長	ありがとうございます。 ほかに、よろしいでしょうか。 それでは次に、東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例の一部を改正する条例について、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	ご丁寧な説明で、大変よく分かりました。ありがとうございます。さくらんぼ園は保護者からしますと、自分たち親と地域とで育てていくという施設として、昔から助けていただいていると思ひます。特に今は情報も豊富ですし、保護者の方が早くから我が子に対して不安を抱えているという状況があり、相談件数がとても増えているのではないかと思っております。そうしたときに、さくらんぼ園が、この発達支援センターとして、保育園との関わりもつけながら総合的に長い視点で子どもを見守っていくという、そういうふうなところでは本当にありがたいと思っております。今後、総合相談センター含め、より一層充実した支援になっていくことを期待しております。移転につきましても、相談等は多い中かと思ひますが、職員の方々におかれましては、健康に気をつけて対応いただきますよう、引き続きよろしくお願ひいたします。
清正教育長	この件について、ほかはよろしいでしょうか。 それでは次に、東京都北区立赤羽台保育園の指定管理者の指定について、ご質疑、ご意見等ございますでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。 次に、東京都北区立東十条保育園の指定管理者の指定について、ご質疑、ご意見等ございますでしょうか。  (質疑・意見なし)

清正教育長      ありがとうございます。  
                     次に、東京都北区立王子北保育園の指定管理者の指定について、ご質疑、ご意見等ご  
                     ざいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。  
                     (質疑・意見なし)

清正教育長      それでは、5件の条例等に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、  
                     意見なしとすることをご異議ございませんでしょうか。  
                     (異議なし)

清正教育長      ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。  
                     次に、日程第3、第62号議案「令和元年度東京都北区教育委員会の権限に関する事  
                     務の管理及び執行の点検及び評価について」を議題に供します。  
                     事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長      教育長

清正教育長      教育政策課長

教育政策課長      それでは、ご説明いたします。ステープラ2点留めの冊子報告書をご用意ください。  
                     元年度分の点検、評価でございます。1ページをご覧ください。これ以降数ページに  
                     わたりまして、教育委員会の活動状況をお示しをしております。  
                     次に13ページをご覧ください。(1)趣旨でございますけれども、地教行法に基づ  
                     きまして、この点検、評価を行う趣旨をお示しをしております。先に進みまして1  
                     6、17ページの表でございますが、今回の教育振興部分の点検、評価につきまして  
                     は、お示しの教育ビジョン2015の網かけ部分について点検・評価を行ってございま  
                     す。  
                     19、20ページ以降は、それぞれの評価シートをお示しをしております。説明に  
                     つきましては、割愛をさせていただきます。  
                     先に進みまして44ページ、45ページをご覧ください。「北区子ども・子育て支援  
                     計画2015」でございます。45ページお示し、網かけの部分について点検及び評価  
                     を行っているというものでございます。  
                     次に47ページでございます。48ページ以降、子ども未来部分の事業の点検及び評  
                     価を行ってございます。  
                     それから、戻りまして39ページに教育振興部分の学識経験者の意見ということで、  
                     東京福祉大学山本先生のご意見をいただいております。それから子ども未来部でござ

いますが、63ページ、子ども未来部の事業に対しましては、國學院大學神長先生からご意見をいただいております。

点検・評価でございますが、昨年度より評価シートの構成を大きく改めまして、目標実績それに対する評価という構成にいたしました。目標それから実績の設定、これもできる限り数値で表しております。ある程度達成できたと捉えているところでございますけれども、引き続き学識経験者からは、目標の設定方法に課題があるのご意見をいただいております。目標設定については、なかなか難しい面あることは承知しておりますが、引き続き、改善、工夫を図っていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

清正教育長 説明、ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 これだけの評価をまとめるのは本当に大変なことと思います。日頃から、ご努力とこのまとめに対する事務局の皆様、改めて御礼申し上げます。なお、山本先生、神長先生からも大変真摯なご意見を賜って、これに対しても感謝申し上げます。

山本先生のご指摘の中に、課長からも触れたところがございましたが、40ページ中段の辺りに「評価すべきものは本来何かという重要な問題である」とありますように、数値だけではなくその背景にあることをしっかりと狙いとして押さえていかなければいけないという、ありがたいご指摘だなというふうに思っております。何事も数値化する際の配慮として、心に留めておかなければいけないことだというふうに思っております。

常々、学校現場、その他、各現場、事務局としては、常に数値の向上を一つの目安とすることは当然ですけれども、それが本来の狙いに合致しているかどうかということについては、常に念頭に置いていかなければいけないことであると思うのと同時に、ご指摘のとおりだと思います。評価が今後また教育ビジョン2020になって、新たになる部分もあろうかと思っておりますので、その際には、数値と併せて具体的な事例として、文言で表現できることも付記していくことも、狙いから目をそらさず、しっかり心に留めていく具体的な表れとして、一つ考慮していく必要があるとご指摘を受けた上で考えました。そのような視点でいきますと、例えば、21ページ、学力パワーアップにつきましても、人数等のことでここに掲げられておりますが、人数として割り当てると同時にパワーアップをしている先生方の資質の向上、あるいは指導技術の向上といったことも大事ではありますが、これについても、ベテランの先生方が当たると同時に若手の先生方もいらっしゃいますので、現在区で行われております研修と併せて、校内研修ですとか、校内での研究会等に積極的に参加をして、共に実力を上げていくことについても、積極的に推進していくことが大事ではないのかというふうに思いました。

また、41から42ページにわたっては、特別支援教室の推進に触れてくださっておりますけれども、北区では言難学級、言語学級も設置されてますけれども、非常に専門性の高い研修を受けた先生方がいらっしゃいます。北区における現在の巡回指導の基礎を作ってきたのも、この先生方でありますので、その先生方の研修成果を、広く特別支援の視点で、一般の先生方、巡回等で直接関わる先生方にも、広げていく制度を今後考えていくことが大事ではないかと思っております。ただ、今特別支援に対して保護者の皆様が非常にご理解を深めていることで、各言難学級、言語学級の児童の数も増えておりますので、その先生方だけに負担がいかないように、その研修の成果を広めていく場を作っていくことも大事ではないかと思いました。

最後です。先ほど、子ども発達支援センターとしてさくらんぼ園の今後についてお話がありました。本当に年々外国籍の児童、園児さんたちが入ってきております。発達の状況が言語の違いによるものなのか、あるいは文化、環境の違いによるものなのか、就学後も日本語適用教室だけでは、なかなか補え切れない部分もあり、判断の難しいところだと思いますけれども、特に幼児に関しては、保護者へのサポートが間接的な幼児へのサポートになると思っておりますので、そうした視点についても、今後しっかりと評価の対象としてみて、またそのことも記述していくといったようなことも大事だと思しました。

細かな点では、ほかにも幾つかございますけれども、全般的に数値や、その実際に努力している具体的なその中で得られた成果について、端的に文言として入れていくということは今後考えていく必要があると考え、意見を申し述べさせていただきました。以上です。

清正教育長           ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

渡辺委員           教育長

清正教育長           渡辺委員

渡辺委員           私から、質問も含めて何点かございます。

まず、28ページの英語が使える北区人事業に関してですが、評価はBとなっております。課題として、学校が見通しをもち、申込みから受験までできるよう、事務手続の事務局の体制を構築するとなっております。近年、働き方改革等があり、学校では特に副校長先生のお仕事が増えているというお話もありました。学校によっては担当の先生と色々考えてやっていると思うのですが、恐らくスクールコーディネーターさんを含めた体制等でやっていただけたらなという希望がございます。各地域、学校によってはスクールコーディネーターさんの役割と学校で希望する行事、事業がかみ合わないところもあるのかなとは思いつつ、この体制を学校の中だけで取り組んでいくのか、それとも地域を含めてやっていくのか少し考えていけたらいいのかなと思います。今現在は、各校に任せているのか、どのような状況になっているのかというのを教えていただきたいです。

2点目です。54ページにあります。保育園における職員等の専門研修ということで、とてもすばらしい目標と実績で、私は本当にありがたいなと思っております。評価もAとなっていて、課題の中には、公立直営園やその他の民営園における優れた取組の共有化等の進め方ということで、本当にこれは神長先生のお話にもありますが、見て学ぶ、そしてその後検討会を開くという、そういうふうなところでぜひ今後もこのような実績に見合ったような研修等を多く持っていただけたらなと思います。

また、保育園においても、とても忙しい中先生方が交代で研修等に参加されているのだと思うと、園長先生を含めて改めて感謝いたします。

最後に3点目です。27ページに戻りまして、海外交流事業です。これに関しましては、課題の中に男子、女子の規定枠というのがありますが、確かにこの意欲のある子というところを学校が判断した上で、男子、女子というのが、その2番目になるのかなという気もしますが、これは難しい問題と思っております。ただ、もう1点これに加えさせていただくと、障害があるお子さんたちの存在です。例えば、セブンヒルズスクールというのは、約2週間海外での生活ということで、その生活環境に難しいお子さんが、検討の段階から外れてしまうということがないようにしていただきたいと思っております。お子さんの特性が、もしかしたら英語に特化していることもあると思っております。私の知っている事例で、やはり障害を持っていて、少し多動なところがあったにもかかわらず、校長先生と一緒にいこうとお決めになったことがありました。他の先生から不安等の意見はあったものの、様々なことはありながらも、結局その子が中心となって、とてもフレンドリーな海外派遣になったという話を聞いております。先生方のご負担というのは本当に重々大変なことも理解できますが、男女、そして障害、その発達の個性というところで、そういう子たちの枠も考えていただけたらなというのがあります。以上3点です。よろしく願います。

清正教育長

はい、ありがとうございます。  
じゃあ、これに関して、事務局。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

私から、該当の部分で2点お話をします。

1つ目は、英語が使える北区人事業の中の検定補助についてですけれども、特に中学校が中心となりますが、土曜日の時間などを使って、渡辺委員もおっしゃるように、教員としてはボランティア的な役割で検定補助を行ってきた実態がございます。片や、小学校ですけれども、放課後の寺子屋などを中心に、放課後授業としてそういった検定、漢字検定などに取り組まれてきたというところがありまして、そこに検定の補助が始まったものですから、初年度を含め今年度についても新型コロナウイルスの問題等もあり非常に混乱をしているところです。何とか参加できる児童生徒が増えるように、少し整

理をしたいのですが、去年と今年でまた状況が変わったところで、今年もなかなかうまく進められていないというところがございます。よりよい実施の方法がどういうふうにあるべきかというのは、この後も検討していきたいと思いますが、23区で見ましても、取り組んでいる区は本当にまだ数区しかなくて、なかなか事例もないところなので、研究していきたいと思っております。

続きまして、2点目の海外交流事業ですけれども、参加しようとする子どもたちの立候補に基づき、学校のである程度面接をしまして、推薦して区全体で絞るという手順で決定しております。もちろん、男女というだけではなくて、個別の支援が必要というような子どもについても含め、面接の基準、人数の決め方の基準というものに関しては、事務局だけではなくて、校長会等とも相談をして考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

54ページの保育園職員等専門研修、こちらも課題としてあげておりますが、委員から今ご指摘いただいておりますとおり、公民の研修の部分、成果等いかに共有をしていくか、検討をさせていただきたいと思っております。中には、合同研修として昨年度は3回取り組ませていただいておりますけれども、研究テーマを研究した上でのこの成果をいかに共有していくか、まだまだ不十分な点もあるかと思っておりますので、しっかり工夫を検討していきたいと考えております。以上です。

教育政策課  
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課  
長

お二方の委員からご意見頂戴しているところがございますけれども、いずれにしても、点検評価これしつぱなしということであってはいけないわけでございます。教育の政策これはPDCAサイクルにのせていかなきゃいけないというところがございます。客観的な点検、その結果を対外的に明らかにすると。その後の政策へ反映していくことで実行性あるPDCAサイクル。これを確立することが、重要だというふうに捉えているところがございます。来年度、本間委員からご紹介もございましたとおり2020に基づきまして来年度行うということがございます。ただいいただきました意見、これ事業の展開の方法も含めまして、さらに評価でございますけれども、目標設定の仕方、これもさらに改善を図りまして、実効性あるPDCAサイクルの確立、これに向けて十分検討してまいりたいというふうに考えているところがございます。

清正教育長

ありがとうございます。ほかに、よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、今後の評価の在り方につきましても、貴重な意見をサジェスションいただ

いたところですが、本件に関して特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。

日程第4、報告第68号「令和3年度新1年生の受入れ制限について」事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私から報告第68号「令和3年度新1年生の受入れ制限について」ご説明をいたします。資料を1枚おめくりください。

まず、制限する理由ですけれども、学区域内の児童生徒数に対しまして、教室数に余裕がない学校については、安全の確保及び良好な教育環境を維持するために、各学校の状況に応じた指定校変更・区域外就学の受付制限を行うものでございます。制限校と制限の内容です。2の(1)が、小学校です。王子小学校のほか8校ございます。

制限の内容についてご説明いたします。王子小学校を例にとりますと、指定校変更、区内在住の方が指定校以外の学校に行く場合ですけれども、既にきょうだい通学している場合は、きょうだい関係ということで受付可能といたします。また区域外就学、こちらに関しては王子小学校は全て受付ができないという例でございます。王子小学校以外の学校につきましては、指定校変更の制限はございませんけれども、区域外就学について、それぞれお示しの受付制限を行います。

裏面をご覧ください。(2)中学校です。明桜中学校のほか、全部で3校ございます。いずれも指定校変更の制限はございませんけれども、区域外就学について、お示しの受付制限を行います。括弧の中にそれぞれ想定の学級数が書いてありますけれども、これを超えるような場合は抽選を行います。

4番、周知方法につきましては、就学通知書に同封する指定校変更、区域外就学の案内文、それからホームページ等で周知をさせていただきます。報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございませんでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長	本間委員
本間委員	<p>ご説明、ありがとうございます。新1年生にかかわらず、各学年40人の学級のところについては各校とも非常に頭の痛い思いをしているところだというふうに思います。地域の子どもは、地域で育てるあるいはその公平性を保つ、あるいは都の財政との関係等々で、このきちっとした線引きが大事であるということは、重々承知しております。しかし制限する理由の3行目に、学校長との調整で一部制限を緩和している学校もあると文言がございます。学級数のところで例えば学区ぎりぎり境界線に住んでいらっしゃるって、交通安全上の問題もない、しかもその児童生徒が入学することで40人を超えるというよう状況でも、子どもたちが教室内でかつコロナ渦ですので、ゆとりを持って生活できるようなことであれば、緩和することができたなら児童生徒も、学校現場としても非常にありがたいことではないかというふうに思います。文科省も今少人数の有効性について、財務のほうとやり取りしていることは皆様ご承知のとおりですので、その辺りについて柔軟な対応ができる範囲でお願いできればというふうに思います。以上です。</p>
清正教育長	コメント、何かありますか。
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>今、本間委員のほうからご意見がございました。学校の区域の線引きぎりぎりのお子様に対する扱いでございますけども、窓口でお答えをする職員のやり取りからしますと、簡単には柔軟な対応というのが難しい部分もございますが、学校からの距離とかによりまして、滝野川小学校、田端小学校の間につきましては、柔軟な対応をしているところもございますので、また学校と相談しながら、できるところはやっていきたいというふうに思います。以上です。</p>
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。ほか、よろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>はい、それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第5、報告第69号「新生児臨時特別給付金の申請及び支給状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
子ども未来課長	教育長



清正教育長

子ども未来課長

子ども未来  
課長

それでは、新生児臨時特別給付金の状況についてご報告をさせていただきます。  
表紙を1枚おめくりください。この給付金については、補正予算に基づきまして、国が行った特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児に対して、北区独自に一人当たり10万円を給付するというので始めたものでございます。10月から行いましたので、10月の時点で、まずは4月の基準日以降のところまで遡って対象者を抽出いたしました。その状況が(1)の申請状況ということで、発送件数が1,407件。そのうち申請書を受け付けているものがお示しのとおり。(2)の支給状況のところ、現時点で1,020件ほどの振込を終えているという状況でございます。今後、順次生まれてくる子ども達に対して、来年の4月1日までに生まれる子どもに対して、同様の給付を行ってまいります。

4番の今後の予定でございますけれども、ご通知を差し上げているのですが、なお申請が出てこない場合も予測されておりますので、年明けの1月、それから締切り間近の4月に申請されてないお宅に、もう一度勸奨の通知を差し上げて、5月7日申請書の提出期限までもれがないように申請を受理したいということで進めてまいります。

5番のその他のところでございますが、先ほどお話した遡りの発送ということで、この庁舎の1階の大会議室で作業を行っておりましたが、おかげさまでめどが立ちましたので、10月末をもって会議室は閉めさせていただきます。子ども未来課の次世代育成係で、引き続き一月辺り250人程度の新生児が発生してまいります。その給付の事務を行っていく予定でございます。ご報告は、以上でございます。

清正教育長

説明、ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。  
本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第6、報告第70号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課  
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課  
長

それでは、報告第71号でございます。1枚おめくりください。事業を実績した旨の報告でございます。今回2件頂戴しております。1件目でございますけれども、「MO

TTAINAI キッズフリーマーケット」、こちらはお示しのとおり中止でございます。

2件目の「北区赤羽少年野球第53回秋季大会」、こちらは一部日程が中止となったものの開催をしたという報告でございます。以上でございます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

本件に関する報告は終了いたします。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第11回教育委員会定例会を閉会させていただきます。